



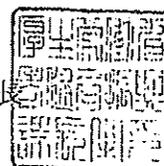
老高発0929第1号
老振発0929第1号
老老発0929第1号
平成22年9月29日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長



振興課長



老人保健課長



「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」の一部改正について

今般、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第106号）が平成22年9月29日公布され、同日から施行されたことに伴い、別添のとおり「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日付け老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）を一部改正することとしたので、御了知の上、管内市町村及び関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

改正後 (新)	改正前 (旧)
<p>第一, 第二 (略)</p> <p>第三 地域密着型サービス</p> <p>一 (略)</p> <p>二 認知症対応型通所介護</p> <p>1 (略)</p> <p>2 人員及び設備に関する基準</p> <p>(1) 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所における設備に関する基準 (第四十四条)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。(基準第六十七条第一項、第一百二十二条第六項及び第一百三十二条第一項第九号についても同趣旨)</p> <p>ハ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第一, 第二 (略)</p> <p>第三 地域密着型サービス</p> <p>一 (略)</p> <p>二 認知症対応型通所介護</p> <p>1 (略)</p> <p>2 人員及び設備に関する基準</p> <p>(1) 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所における設備に関する基準 (第四十四条)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。(基準第六十七条第一項、<u>第九十三条第二項</u>、第一百二十二条第六項及び第一百三十二条第一項第九号についても同趣旨)</p> <p>ハ (略)</p> <p>(2) (略)</p>

3 運営に関する基準

(1) ~ (4) (略)

(5) 運営規程

①~⑤ (略)

⑥ 非常災害対策

(7) の非常災害に関する具体的計画を指すものであること (基準第百二十五条第八号及び第百四十八条第六号についても同趣旨)。

(6) ~ (10) (略)

三 小規模多機能型居宅介護

1 ~ 3 (略)

4 運営に関する基準

(1) ~ (12) (略)

(13) 運営規程

①, ② (略)

③ 非常災害対策 (第九号)

(15) の非常災害に関する具体的計画を指すものであること (基準第百二条第六号についても同趣旨)。

(14) 定員の遵守 (略)

(15) 非常災害対策

基準第八十二条の二は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制

3 運営に関する基準

(1) ~ (4) (略)

(5) 運営規程

①~⑤ (略)

⑥ 非常災害対策

(7) の非常災害に関する具体的計画を指すものであること (基準第八十一条第九号、第百二条第六号、第百二十五条第八号及び第百四十八条第六号についても同趣旨)。

(6) ~ (10) (略)

三 小規模多機能型居宅介護

1 ~ 3 (略)

4 運営に関する基準

(1) ~ (12) (略)

(13) 運営規程

①, ② (略)

③ 非常災害対策 (第九号)

基準第八十一条第九号は、指定認知症対応型通所介護に係る第五十四条第九号の規定と同趣旨であるため、第三の二の三の(5)の⑥を参照されたい。

(14) 定員の遵守 (略)

の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りを求めるとしたものである。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第三条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第八条の規定により防火管理者を置くこととされている指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定小規模多機能型居宅介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

同条第二項は、指定小規模多機能型居宅介護事業所が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。

(16) 協力医療機関等

(17) 調査への協力等

(18) 地域との連携等

(19) 居住機能を担う併設施設等への入居

(20) 準用

基準第八十八条の規定により、基準第九条から第十三条まで、第二十条第二十二條、第二十七條、第三十三條から第三十九條まで、第五十三條第五十五條及び第五十八條の規定は、指定小規模多機能居宅介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の4の(1)から(5)まで、(10)、(12)、(15)及び(21)から(25)まで並びに第三の二の3の(4)、(6)及び(8)を参照されたい。

(15) 協力医療機関等

(16) 調査への協力等

(17) 地域との連携等

(18) 居住機能を担う併設施設等への入居

(19) 準用

基準第八十八条の規定により、基準第九条から第十三条まで、第二十条第二十二條、第二十七條、第三十三條から第三十九條まで、第五十三條第五十五條、第五十七條及び第五十八條の規定は、指定小規模多機能居宅介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の4の(1)から(5)まで、(10)、(12)、(15)及び(21)から(25)まで並びに第三の二の3の(4)、(6)、(7)及び(8)を参照されたい。

四 認知症対応型共同生活介護

1, 2 (略)

3 設備に関する基準 (基準第九十三条)

(1) (略)

(2) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

基準第九十三条第二項に定める「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。

なお、消防法施行令においてスプリンクラー設備の設置が規定されていない275㎡未満の指定認知症対応型共同生活介護事業所において、積極的にスプリンクラー設備の設置に努めること。

(3) ~ (6) (略)

4 運営に関する基準

(1) ~ (7) (略)

(8) 運営規程

基準第百二条は、指定認知症対応型共同生活介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保するため、同条第一号から第七号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを共同生活住居ごとに義務づけたものであるが、第四号の「指定認知症対応型共同生活介護の内容」にあつては、通所介護等を利用する場合については当該サービスを含めたサービスの内容を指すものであることに留意するものとする。

同条第六号の「非常災害対策」は、指定小規模多機能型居宅介護に係る第八十一条第九号の規定と同趣旨であるため、第三の三の4の(13)の③を参照されたい。

同条第七号の「その他運営に関する重要事項」として、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。

四 認知症対応型共同生活介護

1, 2 (略)

3 設備に関する基準 (基準第九十三条)

(1) (略)

(2) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

基準第九十三条第二項に定める「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」は、指定認知症対応型通所介護に係る第四十四条第一項の規定と同趣旨であるため、第三の二の2の(1)の⑤のロを参照されたい。

平成十八年一月に発生した火災死亡事故にかんがみ、指定認知症対応型共同生活介護事業所におけるたばこ、ライター等の適切な管理や消火・避難訓練の徹底など、防火体制の強化を図ること。

(3) ~ (6) (略)

4 運営に関する基準

(1) ~ (7) (略)

(8) 運営規程

基準第百二条は、指定認知症対応型共同生活介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保するため、同条第一号から第七号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを共同生活住居ごとに義務づけたものであるが、第四号の「指定認知症対応型共同生活介護の内容」にあつては、通所介護等を利用する場合については当該サービスを含めたサービスの内容を指すものであることに留意するものとする。

同条第六号の「非常災害対策」は、指定認知症対応型通所介護に係る第五十四条第九号の規定と同趣旨であるため、第三の二の3の(5)の⑥を参照されたい。

同条第七号の「その他運営に関する重要事項」として、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。

(9) ~ (11) (略)

(12) 準用

基準第百八条の規定により、基準第九条、第十条、第十二条、第十三条、第二十二條、第二十七條、第三十三條から第三十五條まで、第三十七條から第三十九條まで、第五十三條、第五十八條、第八十條、第八十二條の二、第八十四條及び第八十五條の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業に準用されるものであるため、第三の一の四の(1)、(2)、(4)、(5)、(12)、(15)、(21)及び(23)から(25)まで、第三の二の三の(4)、及び(8)並びに第三の三の四の(12)、(15)、(17)及び(18)を参照されたい。

五、六 (略)

第四 (略)

(9) ~ (11) (略)

(12) 準用

基準第百八条の規定により、基準第九条、第十条、第十二条、第十三条、第二十二條、第二十七條、第三十三條から第三十五條まで、第三十七條から第三十九條まで、第五十三條、第五十七條、第五十八條、第八十條、第八十四條及び第八十五條の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業に準用されるものであるため、第三の一の四の(1)、(2)、(4)、(5)、(12)、(15)、(21)及び(23)から(25)まで、第三の二の三の(4)、(7)及び(8)並びに第三の三の四の(12)、(16)及び(17)を参照されたい。

五、六 (略)

第四 (略)

○厚生労働省令第百六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十八條の四第二項及び第百十五條の十四第二項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年九月二十九日

厚生労働大臣 細川 律夫

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八十二条の次に次の一条を加える。

(非常災害対策)

第八十二条の二 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第八十八条中「第五十七条」を削る。

第八十八条中「第五十七条」を削り、「第八十条」の下に「第八十二条の二」を加え、「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」との下に「第八十二条の二」中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」とを加える。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正)

第二条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五十八条の次に次の一条を加える。

(非常災害対策)

第五十八条の二 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第六十四条中「第三十条」を「第三十一条」に改める。

第八十五条中「第三十条」を「第三十一条」に改め、「第五十六条」の下に「第五十八条の二」を加え、「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」との下に「第五十八条の二」中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」とを加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。